

平成26年度第2回島田市個人情報保護審議会議事録

1 開催日時

平成26年12月12日（金）午後1時30分から午後3時10分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

田代委員（会長職務代理者）、今村委員、尾村委員、杉本委員

(2) 事務局

杉村総務課長、久保田課長補佐、杉本主事

3 傍聴人数

1人

4 データセンターを利用した住民情報システムの運用（ハウジング化）について

総務課長

本日は恒川会長が所用により欠席のため、田代委員に会長の職務代理者として務めていただくこととなります。よろしくお願いいたします。

個人情報取扱事務の審議等の前に、広報課から住民情報システムの運用について、届出簿の提出はありませんが、個人情報の取り扱いに係ることであるため、説明させていただきます。

広報課

（「データセンターを利用した住民情報システムの運用（ハウジング化）について説明」）

A委員

住民情報システムのデータをコピーすることはできますか。

広報課

取り扱いとして禁止していますが、パソコンのハードディスクに一時的に保存することは可能です。しかし、USBメモリー等でデータを外部へ持ち出すことは、物理的にできないようにしています。

A委員

現状でもコピーに対する対策をしており、データセンターを利用するようになれば、個人が講ずるより断然よい対策が講じられると思います。しかし、どんなに対策を強化してもデータを取り出すことは不可能ではないと思いますので、物理的な対策と同時に使用する職員に万が一を起させないようにする、何か起こった時の責任の所在をはっきりさせる等の使う人のリスクを減らす対策もとっておいた方がよいと思います。

職務代理者	住民情報システムはどこの自治体ももっていると思いますが、災害のことを考え、外部でデータ管理する傾向にありますか。
広報課	<p>災害があった時のデータ復旧にはものすごい時間がかかりますので、災害対策として外部でのデータ管理が考えられています。この点については、総務省も自治体クラウドとして推し進めているところです。</p> <p>また、複数の自治体が共同で利用することでシステムの運用コストを抑えられるという点から外部でのデータ管理を考える自治体もあります。</p> <p>当市は機器更新の時期にあわせてデータセンターでの管理に移行しますが、機器更新のタイミングや他の自治体との共同利用の可否により、実施できる自治体と実施できない自治体があるのが現状です。</p>
B 委員	データセンターの場所が、島田市役所の本庁舎より地理的に不安な場所である気がしますが。
広報課	地理的には不安な場所にデータセンターがあるかもしれませんが、島田市役所の本庁舎は築数十年の建物ですので、総合的に検討した結果、データセンターで管理した方が安全であろうという結論に至っております。
職務代理者	それでは、報告を承ったこととします。

○まとめ

データセンターを利用した住民情報システムの運用（ハウジング化）について報告を受けた。

5 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

事務局	今回は新規審議案件 2 件、新規報告案件 3 件、変更報告案件 4 件、廃止案件 1 件です。よろしく申し上げます。
文化事務局	（「諏訪原城跡整備事業」について説明）
A 委員	土地の所有者がわからない土地が多くありますか。
文化課	40年位前に指定史跡となった際、地権者の台帳を作っています

	<p>が、その中には明治生まれの方も含まれています。今後、土地の公有化をするにあたり、土地の相続について調べる必要があります。</p>
A 委 員	<p>史跡を復元するのであれば、現在の方が便利であることを優先するのではなく、当時の状態に戻すことも考えながら復元してほしいと思います。</p> <p>500年位前のものをたった数年の間に急いで復元するのではなく、次の代までかかってもよいので、これからの人たちにも愛される史跡となってほしいです。</p>
文 化 課	<p>当時の状態に復元しようとしていますので、整備された道は必要ないのではという意見をいただくこともございます。これから整備する中で、どの程度忠実に復元するのか、委員会で検討していきたいと思います。</p>
職 務 代 理 者	<p>この事業は、最終的に土地所有者を確定して、買収まで行うのですか。</p>
文 化 課	<p>現在、公有化できている土地が全体の83%で、残りの土地が未買収となっています。なかなか難しい点もありますが、数年後から土地の買収を行う計画です。</p> <p>その中で、台帳では所有者が明治生まれの方になっているものもありますので、司法書士にも委託をしながら進める必要があると考えています。</p>
職 務 代 理 者	<p>東北でも高台へ移転するのに土地の所有者のことで苦労されているという話もありますから、こちらも大変ではないかと思えます。</p> <p>この事業は、個人情報をも本人以外から収集することについて審議することとなっています。案として、類型9、公共事業等において事務を遂行するにあたり、本人以外から個人情報を収集する必要がある、このことについての本人への通知は類型3（事務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない）が示されていますがいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
職 務 代 理 者	<p>それでは、この案で認めたいと思います。</p>

文 化 課 事 務 局	(「市民文化祭」について説明)
職 務 代 理 者	入選者の氏名を公表するのですね。
文 化 課	報道機関には、各部門の最優秀賞を受賞した人の情報を提供します。 それ以外に外部提供することはありません。
職 務 代 理 者	報道機関への情報提供を控えてほしいと申し出る人はいませんか。
文 化 課	募集の際の事前説明でも情報提供することを説明しています。 また、今までに情報提供を控えてほしいと申し出たという事例は聞いている限りありません。
職 務 代 理 者	この件は、個人情報を外に提供することについて審議することとなっています。案として、類型6、報道機関の取材・要請に応じて提供する、このことへの本人通知は類型3（事務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない）が示されていますがいかがでしょうか。
委 員	異議なし。
職 務 代 理 者	それでは、この件についてもお認めしたいと思います。
危 機 管 理 課 事 務 局	(「地域防災リーダー養成講座」について説明)
職 務 代 理 者	受講後に地域防災リーダーとして管理するのであれば、防災に関連した資格をもっている、看護師であるといった情報も本人の同意を得た上で収集した方がよいと思います。 県の防災士の名簿には関連した資格に関する情報が書かれていたと思います。 他に意見がなければ、報告を承ったこととします。
危 機 管 理 課 事 務 局	(「水防対策事業」について説明)

職務代理者	本人の同意及び出版、報道等により本人以外から個人情報収集するとしているのは、他の既存の名簿から本人の同意を得て収集するということですか。
危機管理課	昨年までは、自主防災会長と自主防災委員長の名簿が作成されていまして、その名簿を活用していました。しかし、今年からは作成しないこととなりましたので、自治会長に自治会内の町内会長の氏名等を照会し、水防対策の連絡に用いています。
職務代理者	では、町内会長には水防対策の連絡用として氏名等を収集することをどのように通知していますか。
C 委 員	町内会長の個人情報を収集したことを通知せずに、水防対策の連絡をしてしまうと、連絡を受けた町内会長は、「なぜ連絡が来たのだろう」と不審に思いそうですが。
危機管理課	町内会長には、個人情報を収集後、どのような状況の時に連絡するのか、直接周知しています。
C 委 員	連絡を受けた町内会長は、受けた情報をその地区の住民に対し、どのように周知することとしていますか。
危機管理課	町内会長には町内を組織する「組」を通じて、住民に周知するようお願いしています。
職務代理者	本人への同意は、水防対策として町内会長の氏名等を収集する前に、自治会長が市へ町内会長の氏名等を知らせることの同意をとっているということよろしいですね。 他に意見がなければ、報告を承ったこととします。
スポーツ振興課 事 務 局	(「スポーツ合宿誘致促進事業(シニアスポーツコンシェルジュ(SSC)事業を含む)」について説明)
職務代理者	外部提供は本人の同意を得ているということよろしいですね。 申し込みの時点で、宿泊先へ宿泊者の個人情報を提供することを周知していますか。
スポーツ振興課	宿泊先を斡旋する際、代表者に「宿泊先の申し込みをしてよろ

	しいですか」と確認した上で、宿泊者の個人情報を提供していません。
A 委 員	性別は収集しなくてもよいですか。宿泊の際に必要なと思いますが。
スポーツ振興課	スポーツ合宿は、「男子陸上部」や「女子陸上部」等のような単位で申し込みを受けることがほとんどで、男女混合で受けることがないので、収集していません。
職 務 代 理 者	摘要欄には何を記入しますか。
スポーツ振興課	アレルギー食品がある場合に記入し、宿泊先へ伝えています。
職 務 代 理 者	島田市でスポーツ合宿を行う団体は増えていますか。
スポーツ振興課	シニアスポーツコンシェルジュは今年から始めたばかりで、まだ申し出はありませんが、スポーツ合宿は増加傾向にあります。 当初は陸上中心でしたが、最近は卓球、野球、ソフトボール、今年水泳等の新たな競技団体の合宿も受け入れています。
職 務 代 理 者	他に意見がなければ、報告を承ります。
農 林 課 事 務 局	(「人・農地プラン事業」について説明)
職 務 代 理 者	集積事業は進んでいますか。
農 林 課	茶については、収穫時期の早い場所と遅い場所で単価が変わってきますので、協議は行っていますが難しい状況です。 農業をやめる人の農地を近くで耕作している人が引き継げるよう、各地域で話し合いをしている状況です。 茶より米の方が集積しやすいだろうと言われています。
職 務 代 理 者	茶は耕作放棄地が増えているから、何とかしたいですね。
農 林 課	斜面の農地はなかなか買い手が見つからないので、斜面から平地に移動してもらい、そこで中心となる人に集積できるよう検討しています。

職務代理者	この報告は国の要綱の変更に伴い、届出簿を変更するものですか。
農 林 課	国の要綱の変更に伴い、追加及び削除された項目を届出簿に反映させるものです。
B 委 員	「課税・納税状況」や「公的扶助」に関する個人情報を収集することになっていますが、どのような理由で必要になりますか。
農 林 課	「課税・納税状況」は、青年就農給付金の交付にあたり、前年度の所得が一定額未満であるという条件がありますので、そのことを確認するため、前年度の所得に関する情報を収集します。 「公的扶助」は生活保護等の生活を援助するための扶助を受けていないか確認するため、情報を収集します。
職務代理者	他によろしければ、報告を承ります。
農 林 課 職務代理者	(「担い手育成事業」について説明)
職務代理者	こちらも要綱・要領の変更に伴い、届出簿を変更するものですか。
農 林 課	要綱・要領の変更に伴い、追加及び削除された項目を届出簿に反映させるものです。
職務代理者	他になければ、報告を承ったこととします。
市民安心課 事務局	(「男女共同参画相談事業」について説明)
職務代理者	なぜ、中止となっていた事業を再開するのですか。
市民安心課	利用者が少なく中止した経緯がありますが、平成26年度に第二次男女共同参画の合同計画を作成するにあたり、DV防止対策と一緒に計画を作成しています。 その中でDVの相談が増えていることから、女性のための相談窓口として再開するものです。
職務代理者	再開後に相談に来られた人はいらっしゃいますか。

市民安心課	月に2回、相談日と時間の枠を設けて行っています。現在、相談枠に対して6割程度の予約を受けています。
職務代理者	相談者はおおりの相談室に来られて、相談をするのですか。
市民安心課	事前に電話予約をした上で、相談に来てもらいます。
職務代理者	他によろしければ、報告を承ったこととします。
教育総務課 事務局	(「要保護及び準要保護児童生徒援助事務」について説明)
A 委員	保護が必要な児童や生徒に援助することはよいことだと思います。しかし、援助した人のうち、援助費を別の目的に使用してしまい、給食費等を滞納をしている人がいるとの話を聞きますので、援助するにあたり、民生委員等から家庭状況等の情報を収集する等、よく判断した上で行っていただきたいです。
教育総務課	学校でも就学困難な児童・生徒について、先生方が関わっておりますので、家庭状況に関する情報についても、かなり詳しく収集した上で援助しています。
A 委員	学校でも十分情報収集されているとは思いますが、必要に応じて、民生委員等からの情報も活用してもよいのではないかと思います。
職務代理者	「要保護」と「準要保護」の違いは何ですか。
教育総務課	「要保護」は生活保護を受けている人が対象で、「準要保護」は生活保護を受けるほどではないが、それに近い状況の人が対象です。「準要保護」として認定されるには、市民税が非課税である、児童扶養手当を受給している等、いくつかの要件があります。
職務代理者	他によろしければ、報告を承ります。
事務局	(新東名開通記念関連イベント「バスで走る！開通前の新東名」について説明)
職務代理者	特に意見がなければ、廃止案件を承ります。

○まとめ

新規審議案件 2 件について審議し、新規報告案件 3 件、変更報告案件 4 件及び廃止案件 1 件について報告を受けた。

6 その他

(1) 災害時の個人情報の取り扱いについて

B 委 員 | 先日、災害防災セミナーに出席した際、講師が「災害時に住民の個人情報を目的外利用や外部提供するため、事前に個人情報保護審議会に諮り、委員の了承を得ておく必要があるのではないか」という話をしていました。

島田市でも過去に審議した経緯がなければ、災害時に情報を目的外利用する、外部提供することができるよう、事前に審議しておけば、有事に審議会を開く必要がなくよいと思います。

また、福祉課が保有している要支援者台帳も含め、事前に審議してもよいと思いますが、いかがでしょうか。

職務代理者 | 防災と福祉は関係がありますからね。

A 委 員 | 昔と比べて地域のつながりが弱くなっていて、各家庭で暮らしている人の数が把握できないという問題もあります。災害時には誰が住んでいる、誰に支援が必要であるという情報が必要になりますので、事前に提供できるように審議しておいた方がよいと思います。

事務局 | 過去に審議した経緯も含めて確認した上で、後日回答させていただきます。(※)

(2) 平成26年度第3回個人情報保護審議会の開催について

次回の審議会は、平成27年3月頃に開催する予定です。

※ 後日回答について

災害時の個人情報の取り扱いについては、

ア 個人情報保護条例において、災害時は本人以外からの個人情報の収集の制限、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えた個人情報の利用（目的外利用）の制限、実施機関以外のものへの個人情報の提供（外部提供）の制限が除外され、実施機関の責任において、本人以外から収集したり、目的外利用や外部提供したりすることもやむを得ないと考えられること

イ 島田市では、災害時に第三者の支援が必要となる在宅の高齢者や障害のある方の避難支援に資するため、『災害時要援護者台帳』を整備しており、個人情

報取扱事務届出簿の届出に基づき、外部提供することに同意を得ている方の台帳を自治会長、町内会長、自主防災会や民生委員・児童委員等に配布していることを回答しました。